

告 示 第 5 6 号

令和7年1月17日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和7年度鹿児島市資源循環部の車両の借上げに係る車両借上業者の資格審査申請書の追加受付について（告示）

令和7年度鹿児島市資源循環部の車両の借上げに係る車両借上業者の資格を得ようとする者は、下記の要領に従い、資格審査申請書を提出してください。なお、令和6年度に既に資格を得ている者は、提出する必要はありません。

この申請書は、車両借上業者の資格審査の資料となりますので、正確に記入してください。不実記載があった場合は、申請を却下することがあります。

記

1 借り上げる車両の種別

- (1) 2トンダンプトラック
- (2) 4トンダンプトラック
- (3) 塵芥車（2トンシャーシーから3トンシャーシーまでのもの）
- (4) 塵芥車（3.5トンシャーシーから4トンシャーシーまでのもの）

2 車両借上業者に必要な資格

(1) 2トンダンプトラック

- ア 借上げ可能な2トンダンプトラックを1台以上保有していること。
- イ 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有すること。
- ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合していること。
- オ 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当し

ない者であること。

キ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(2) 4トンダンプトラック

ア 借上げ可能な4トンダンプトラックを1台以上保有していること。

イ 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有すること。

ウ 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合していること。

オ 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

キ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(3) 塵芥車（2トンシャーシーから3トンシャーシーまでのもの）

ア 借上げ可能な2トンシャーシーから3トンシャーシーまでの塵芥車を1台以上保有していること。

イ 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有すること。

ウ 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合していること。

オ 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

キ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 塵芥車（3.5トンシャーシーから4トンシャーシーまでのもの）

ア 借上げ可能な3.5トンシャーシーから4トンシャーシーまでの塵芥車を1台以上保有していること。

イ 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有すること。

ウ 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準

に適合していること。

オ 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

キ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

3 受付期間

令和7年1月17日（金）から同年2月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

5 申請書の受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288（直通）

6 提出書類

- (1) 車両借上業者資格審査申請書（様式あり）（自動車検査証の写しを添付すること。なお、電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。）
- (2) 一般貨物自動車運送事業許可書の写し
- (3) 誓約書（様式あり）
- (4) 公告日前の直近の2営業年度における各営業年度の事業実績調書（様式あり）
- (5) 従業員名簿
- (6) 商業登記簿謄本
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号に関する申告書（様式あり）
- (8) 鹿児島市発行の市税の滞納がないことの証明書（法人に係るもの。ただし、法人でない場合にあつては、その代表者に係るもの。）

7 提出部数

各1部

8 注意事項

- (1) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録された業者及び令和6年10月1日付け告示第1227号「業務委託等の契約に係る入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）」に基づき鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請を行った者は、6のうち(6)の書類の提出を省略することができます。
- (2) 資格審査を希望する車両の種別が複数である場合でも、上記提出書類の提出部数は各1部となります。
- (3) 提出書類は、令和7年1月17日現在で作成してください。
- (4) 提出書類は、ファイル等に綴じず、6の番号順に並べて提出してください。
- (5) 証明書類は、印鑑証明書を除き、複写機による写しでも差し支えありません。

なお、証明年月日が申請書提出日前3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを提出してください。ただし、市税の滞納がないことの証明書については、令和7年1月17日以降に発行されたものを提出してください。
- (6) 借上料については、参考として令和6年度分の「資源循環部車両借上料金表」を本市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp>) において確認することができます。